## 訪問看護重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

#### 1 訪問看護ステーション ラブハート概要

### (1) 提供できるサービスの地域

- (エ/ )た所くさるグ ころの地域	
事業者名称	訪問看護ステーション ラブハート
所在地	香川県高松市中間町654-8
介護保険指定番号	3760191258
法人種別	株式会社
代表者	代表取締役 宮﨑熱気
電話番号	090-6882-4727
サービスを提供する地域	高松市、坂出市、三木町、綾歌郡

#### (2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名	従事者の管理及び業務の一 元的な管理		1名
訪問看護			訪問看護サービスの提供	1名	
訪問看護	准看護師	0名	1名	訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護 (リハビリ)	作業療法士	0名	0名	訪問看護サービスの提供	0名
訪問看護 (リハビリ)	理学療法士	0名	0名	訪問リハビリサービスの提供	0名
訪問看護 (リハビリ)	言語聴覚療 法士	0名	0名	訪問リハビリサービスの提供	0名
事務		1名	0名	事務所の必要な事務処理	1名

#### 2 事業の目的と運営方針

#### (1) 事業の目的

訪問看護ステーション
ラブハートは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の 立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保す

ることを目的とする。 (2) 運営方針 当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、

心身機能の維持回復を図るものとする。

#### 3 事業所窓口の営業日及び営業時間

#### (1) 営業日·時間

(= / = / = / = / = / = / = /				
営業日	月曜~金曜			
休日	土曜日 日曜日 祝日			

#### (2) サービス提供時間

サービス提供日	月曜~金曜
サービス提供時間	8:00~17:00

#### 4 サービス提供内容

- ①看護介護行為(利用者に対して)
- ・バイタルチェック (血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測 定)
- ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)
- ②医療的処置行為
- ・ 創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア(浣腸・摘便)
- ③リハビリ援助行為
- •拘縮予防
- ・認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど)
- ④介護者 に対して
- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

#### 5 利用料金

(1)利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象とな

る費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

- (2)利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3)交通費、及びキャンセル料については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。

# 6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) そ の他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合) 及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利 用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌 月15日までに利用者宛にお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の25日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますよう お願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要と なることがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、 ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。 契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作 成し、サービス提供を開始します。

- (2) サービスの終了
  - ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございま す。その場合は、終了 1 ヵ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

#### ④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業 所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの暴力・暴言等背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に 連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより サービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出に より、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

#### 8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、 救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	
	電話番号	

#### 9 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

#### 10 サービスの内容に関する苦情

訪問看護ステーション
ラブハートの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

の川川 何 咬 ハノ・フコノ・フノハ ー のの川	可有暖に因うると作成、古用と承りよう。			
	所 在 地 高松市中間町654-8			
【事業者の窓口】	電話番号 090-9770-6566			
【争未有の心口】	ファックス番号			
	受付時間 8:00~17:00			
	所 在 地 高松市番町1丁目8番15号			
【京松士 人雜伊隆钿】	電話番号 087-839-2326			
【高松市 介護保険課】	ファックス番号)087-839-2337			
	受付時間 8:30~17:00			
	所 在 地 高松市福岡町2丁目24番10号			
【高松市 社会福祉協議会】	電話番号 087-806-0500			
	受付時間 8:30~17:00			

訪問看護の提供開始にあたり、利用者(但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる)に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

名称 訪問看護ステーション ラブハート 事業者 所在地 高松市中間町654-8 説明者 氏 名 関口悠

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項 の説明を受けました。

令和 利用者		月	日		
氏名					 印
代理人	住所				
氏名					ĘП